(d)　当該割合が20%以上である場合には、当該重要な債務者（他の債務者の子会社又は関連会社である債務者を除く。）について、次の①又は②に掲げる書類のいずれかを添付すること。

①　直近の計算書類（会社法第444条第１項に規定する連結計算書類をいい、これがない場合にあっては同法第435条第２項に規定する計算書類その他これに類する書類をいう。）（法令、契約等により、公認会計士又は監査法人（外国においてこれらに相当する者を含む。）による監査を受けることとなっている場合には、当該監査を受けた当該計算書類及び当該公認会計士又は監査法人による報告書）

②　当該重要な債務者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、同令第二号様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該重要な債務者の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（同条第18号の５に規定する四半期報告書をいう。以下②において同じ。）（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載した書面

j　管理資産を構成する資産に係る価格等の調査が行われている場合には、当該調査を行った者の氏名又は名称、当該調査の結果及び方法の概要等について記載すること。

⑱　管理資産を構成する資産の回収方法

管理資産を構成する資産が債権である場合には、当該債権に係る延滞債務及び貸倒債権の回収の方法及び手続（担保付債権の場合には担保権の実行方法を含む。）について記載すること。

⑲　管理資産の管理

a　原保有者が譲渡する管理資産を構成する資産について、一定の要件を満たすものに限定している場合には当該要件の内容を記載すること。

b　当該届出に係る内国資産流動化証券の所有者（以下この様式において「証券所有者」という。）以外に、当該管理資産に関し他の種類の証券等（証券に係る管理資産が同一であり、かつ、元本の償還若しくは出資の消却、利息若しくは配当の支払又は元本の償還期限若しくは出資の消却時期が異なる他の証券（出資持分を含む。）をいう。⑳ｃにおいて同じ。）を有している者がいる場合には、当該管理資産を構成する資産に係る元本及び利息等の回収額の配分方法並びに債務不履行による当該管理資産を構成する資産の償却額の配分方法等を記載すること。

c　当該届出に係る内国資産流動化証券の管理資産を構成する資産に係る元本及び利息等につき回収したものに係る処理の方法（新たに管理資産に組み入れる資産へ再投資をする場合には当該投資の対象及び時期等、管理資産に係る維持管理費等がある場合には当該経費の内訳、金額及び支払の時期等、証券所有者に償還する場合にはその時期、方法及び当該金額の計算方法等）を記載すること。

d　処分又は償還条件等について定款等に定めがあるときは、その内容を記載すること。

e　その他元本の償還又は出資の消却及び利子又は配当の支払等に重大な影響を及ぼす要因が存在している場合には、その内容及び対応策について記載すること。

⑳　管理報酬等

a　管理資産から支払われる報酬及び手数料の総額を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法及び支払時期を記載すること。

b　証券所有者以外に、当該管理資産に関し、当該届出に係る内国資産流動化証券以外の他の種類の証券を有している者がいる場合には、上記の管理報酬等の負担の配分方法について記載すること。

㉑　その他

定款の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。

㉒　信用補完等

当該届出に係る内国資産流動化証券の元本の償還等について信用補完及び流動性補完がなされている場合には、その内容を記載すること。

㉓　利害関係人との取引制限

当該届出に係る内国資産流動化証券の発行者及び関係法人の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及びその内容を記載すること。

㉔　証券所有者の権利

a　証券所有者に対する利息金額又は配当金額及び償還金額又は消却金額の計算方法（その積算根拠を含む。）等について記載すること。

b　利息又は配当受領権、償還金の受領権、内国資産流動化証券の買戻し請求権、信用補完措置に対する権利その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）、他の債権者との優先劣後関係及び権利行使の手続について記載すること。

㉕　管理資産を構成する資産の管理の概況

a　当該届出に係る内国資産流動化証券の管理資産を構成する資産が債権である場合には、当該債権の残高別、支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）別及び当該債権等の発生からの期間別に、有価証券届出書提出日の直近日における債務者数及びその総債務者数に対する割合並びに管理資産を構成する債権の残高及びその総資産額に対する割合を記載すること。

b　当該届出に係る内国資産流動化証券の管理資産を構成する資産が不動産であり、当該不動産に関して賃貸借契約が締結されている場合には、当該不動産に係る賃料の支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）を総テナント数及び総賃料収入に対する割合として記載すること。

c　当該届出に係る内国資産流動化証券の管理資産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記ａ及びｂに準じて、その管理の概況が把握できる内容を具体的に記載すること。

㉖　損失及び延滞の状況

a　有価証券届出書提出日前５年以内に終了した計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）について、各計算期間ごとに管理資産を構成する資産に係る純損失の金額（元本及び利息等の償却額）及び延滞となっている債務の金額並びにこれらの総資産額に対する割合の推移を記載すること。

b　管理資産を構成する資産のうち担保付債権の担保権が実行されている場合には、各計算期間における当該担保権の実行に係る回収額の実績を注記すること。

c　有価証券届出書提出日が管理資産譲受日後１計算期間が経過する日前である場合には、管理資産を構成することとなった原保有者の財産たる資産の損失及び延滞の状況について、当該者の事業年度ごとに金額又は件数等参考となるべき事項を記載すること。

㉗　収益状況の推移

有価証券届出書提出日前５年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに次の事項を記載すること。

a　管理資産を構成する資産が債権である場合には、当該債権から発生する利息、手数料等の収益の額及び当該債権に係る費用の額、当該債権に係る元本金額の当該各期間における期末残高並びに当該期末残高に占める当該収益の額及び当該費用の額の比率

b　管理資産を構成する資産が不動産である場合には、全賃料収入及び費用並びに主要な不動産の物件ごとの総賃料収入及び当該物件に係る費用並びに当該総賃料収入の全賃料収入に占める比率

㉘　投資リスク

a　投資に関するリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。

b　投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。